

出産前後のママとご家族をサポートします！

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

産前産後期間の国民健康保険料の軽減について

国民健康保険に加入している出産予定の方・出産された方は、出産前後の一定期間、国保税の一部が軽減されます。

対象となる期間

国民健康保険に加入している被保険者の方で、妊娠85日(4カ月)以上の出産(死産、流産、人工妊娠中絶及び早産を含む。)が対象です。

軽減内容

その年度に納める国保税の所得割額と均等割額のうち、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

軽減の対象期間が年度をまたぐ場合(2月～4月が出産(予定)月となる方)は、軽減はそれぞれの年度ごとに決定します。

賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても保険税が減額されない場合があります。

軽減を受けることにより、過納となった場合は還付されます(遡りは5年までできます)。

申請に必要なもの

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届書
- ② 母子健康手帳または出産予定日が確認できるもの(妊婦一般健康診査受診票など)
出産後に届出を行う場合、出生証明書(母子健康手帳にあります)など親子関係を明らかにする書類が必要です。

- ③ マイナンバーカードや運転免許証など届出者の本人確認書類

届出者が別世帯の方の場合、委任状が必要となります。

※郵送による届出も可能です。その場合は、届出書の必要事項を記入していただき、届出に必要な書類の写しを同封し、税務課市民税係まで郵送してください。

郵送先 〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号 小諸市役所 税務課 市民税係あて

※出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

届出先

小諸市役所 市民生活部 税務課 市民税係 TEL:0267-22-1700(内線2151)